



宮城県最低賃金改定のお知らせ

宮城県最低賃金が、**本年10月1日より時間額853円と28円引き上げられます。**最低賃金制度は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働きかたの違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。雇う上でも、働く上でも、最低限のルールですので、使用者も労働者も必ず確認をお願いします。

時間額 **853** 円
令和3年10月1日から！
(9月30日までは時間額825円)
*特定の産業で働く労働者には、宮城県の特定(産業別)最低賃金が適用されます。



今年は**28円UP!**
最低賃金制度のマスコット
チェックマン

確認しましょう！最低賃金額との比較方法

具体例

所定労働時間	1日8時間	基本給	140,000円
年間所定休日	110日	※ 家族手当	16,000円
		※ 通勤手当	18,000円
		職務手当	6,000円

年間平均1か月所定労働時間数

365日(または366日) - 110日(所定休日) × 8時間

12か月

= 170.00時間 (小数点2位以下切り捨て) → **(注意) 本来の所定労働時間より大きくしないこと。**

$$\frac{140,000 + 6,000}{170\text{時間}} = 858.8235\text{円} \geq 853\text{円}$$

最低賃金額以上
なのでOK!

※ 算定基礎に 含まない賃金

- ①臨時に支払われる賃金
 - ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ③時間外割増賃金 ④休日割増賃金 ⑤深夜割増賃金
 - ⑥家族手当 ⑦通勤手当 ⑧精皆勤手当
- 上記8種類以外の手当は原則として算定基礎に入れましょう!

右記の支払い方法が2種類以上になる場合はそれぞれ計算した額の合計で比較してください。

時給制の場合

$$\text{時給額} \geq \text{最低賃金額}$$

日給制の場合

$$\text{日給額} \div \text{1日所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$$

月給制の場合

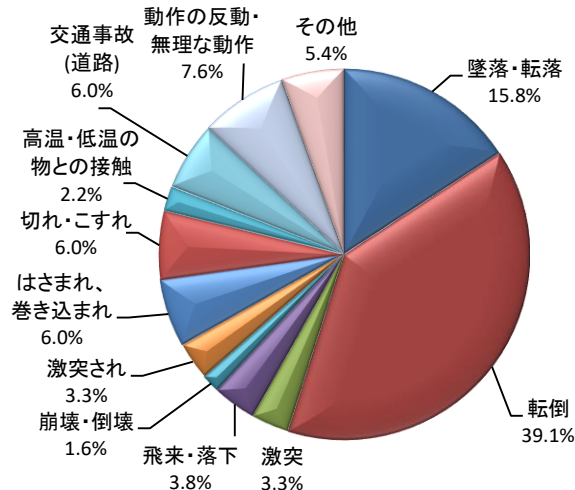
$$\text{月給額} \div \text{平均1か月所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$$

上記の計算例は基本的な計算例です。事業場における賃金制度の内容により様々な計算方法が考えられます。事業場における賃金計算が適法であるか今一度確認していただき不明点等があれば宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又古川労働基準監督署(0229-22-2112)にご相談ください。

令和3年の労働災害発生状況 ～災害件数は減少傾向に！～

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和3年8月末		
	令和2年 (確定値)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	283(0)	184(0)	+28	+17.9%
製造業	70	39	-1	-2.5%
建設業	50	17	-17	-50.0%
土木工事業	14	4	±0	-
建築工事業	27	6	-15	-71.4%
その他建設業	9	7	-2	-22.2%
陸上貨物運送事業	35	31	+13	+72.2%
林業	4	4	+1	+33.3%
小売業	25	18	+6	+50.0%
社会福祉施設	29	20	+4	+25.0%

事故の型別労働災害発生状況



今年は約4割が転倒災害!

第72回 全国労働衛生週間の実施について

期 間：令和3年10月1日(金)～ 7日(木)

準備期間：令和3年 9月1日(水)～30日(木)

【スローガン】 向き合おう！ ところとからだの 健康管理

【副スローガン】 うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

労働衛生週間は、上記スローガンを掲げ労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として実施するものです。

本年9月の準備期間、10月の実施期間では、実施要綱を参考に安全衛生管理活動を展開し、副スローガンに掲げる新型コロナウイルス感染症対策の実施や、過重労働対策、メンタルヘルス対策の取組みをお願いします。実施要領等の詳細についてはQRコードを参照してください。

事業場における実施事項(抜粋)

本週間における取組事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガンの等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい、酸素欠乏症等による事故など緊急時の災害を想定した実地訓練等
- ⑤ 労働衛生に関する講習会等の開催、標語の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等



「令和3年度全国労働衛生週間」
サイト(宮城労働局HP)

※詳しくは・

「SafeworK 向上宣言」の登録し、ロゴマークを活用してください

宮城労働局では、労働災害撲滅のキャッチフレーズ及びロゴマーク

「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」の活用をはじめとした「SafeworK向上宣言」の取組を全業種を対象に強く推奨しています。

この取組は単なる労働災害ゼロを目指した自主的安全衛生管理活動の推進に留まらず、「働きやすく魅力ある職場の実現を目指す企業・事業主等の意志」を働く方々や地域、取引先等に対して、目に見える形で伝えることができる有効な手段です。

当署では管轄全域に本ロゴマークを広く普及させ労働災害防止の気運醸成を図るために、今後、ハローワーク古川等との連携により、求人票へ記載をはじめ様々な機会を捉えて本取組事業場(登録事業場)を広報していくことを計画していますので、「SafeworK向上宣言」の積極的な登録をお願いします。



「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」ロゴマーク

※ロゴマークは、「SafeworK向上宣言」登録事業場が「労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合」に自由に使用できます。(取扱規定あり)

※登録に際しての各種様式や実施・運営要領等は、宮城労働局ホームページからダウンロードできます。

「宮城労働局 セーフワーク向上宣言」又は下記URL・右記QRコードから

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200601safeworkkoio-Osaimiyagi.html>



労働時間・賃金・残業代・労働条件・働き方改革に関する支援は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。Tel: 0229-22-2112
監督署だよりのバックナンバーは右記QRコードからダウンロードしていただき社員教育等にご活用ください。

